

保育活動にともなう事故と幼稚園・保育所側の安全配慮義務 — 最近の保育活動にともなう事故の判例の分析・検討を中心として —

Focusing on an accident with nurture activity, an analysis of the safe consideration duty of a kindergarten and the day care center side

—Mainly on analysis / the examination of the recent judgment about accidents a during nurture activity—

小澤文雄

Fumio KOZAWA

キーワード：安全配慮義務，保育活動，幼稚園・保育所，保育者，判決

Key words : Safe consideration duty, Nurture activity, Kindergarten / Day care center, Judgment

要約

最近の保育活動にともなう事故の判決4件を分析し、裁判所は、近年、事故防止のため幼稚園・保育所側にいかなる安全配慮義務を要求しているのかを考察した。

判決考察の前提として、幼稚園・保育所側の安全配慮義務を分析し、それは幼稚園・保育所管理当局（園管理当局）の安全配慮義務と保育者の安全配慮義務とに分かれること、そして、両者は相関関係にあることを明らかにした。

園管理当局の安全配慮義務について、判決の中には、これを保育者の安全配慮義務と明確に区別し、条件整備的ないし管理安全配慮義務を意味すると正しく捉えるものもあった。しかし、保育者の安全配慮義務が、とりも直さず園管理当局の安全配慮義務の内容になるとする判決もみられた。後者の判決の場合は、園管理当局の安全配慮義務が保育者の安全配慮義務に転嫁される（その結果、保育者の安全配慮義務が過大になる）などの恐れがある。園管理当局の安全配慮義務については、条件整備的ないし管理安全配慮義務こそが重要であり、裁判においては、これを問題とすることから出発する必要があることを指摘した。

保育者の安全配慮義務の程度について、判決は、従来の判決と同様、極めて高度なものを要求していることを明らかにした。とくに保育士の安全配慮義務は、養護教諭に近いものであることを指摘する判決もみられた。また、安全配慮義務の内容として、子どもの行動や遊びの状況、遊具の使用状況を見守る（監視する）、危険な行動に及ぶ場合には注意をするなどを指摘する判決もみられた。さらに、事故発生後の事後的処置についての安全配慮義務に触れた判決もあった。いずれも妥当な判断を示す判決であった。

Abstract

I analyzed four recent judgments about accidents during nurture activity, and in late years the court of law considered what kind of safe consideration duty was demanded from a kindergarten and the day care center side for prevention of accidents.

As a premise of the judgment's consideration, the safe consideration duty of a kindergarten and the day care center side was divided into the safe consideration duty of a kindergarten and the day care center management authorities, and the childcare person's safe consideration duty, and both clarified meaning unclear.

When this was classified as safe consideration duty of childcare persons clearly in the judgment about safe consideration duty of a kindergarten and the day care center management authorities, and condition ordering-like or management safe consideration duty was meant, there was also something to catch right. But safe consideration duty of childcare persons didn't also correct a chicken, and the judgment by which we assume that it was the contents of safe consideration duty of a kindergarten and the day care center management authorities was also seen. The latter has the fear of etc, that safe consideration duty of a kindergarten and the day care center management authorities is shifted to safe consideration duty of childcare persons (As a result, safe consideration duty of childcare persons becomes excessive.). Since condition ordering-like or management safe consideration duty was important about safe consideration duty of a kindergarten and the day care center management authorities, and putting it in the trial, because this was made a problem, I pointed out that it's necessary to leave.

Judgment is requesting something very high like conventional judgment about the degree of the safe consideration duty of childcare persons. Size shows that safe consideration duty of nurture man is the one near a special education teacher in particular. In the case when I come to the dangerous behavior which watches the situation of the behavior and the play and the use situation of the playground equipment of the child as the contents of safe consideration duty (I watch.), I pay attention, size is indicated. Judgment also touches safe consideration duty about post fact disposal after accident-generation. Both are a proper judgment.

1. はじめに

近年、幼稚園・保育所のような保育施設では、子どもの人身事故（保育事故¹⁾）が多発しており、裁判になった事例も数多くみられる。こうした保育事故の深刻さは、将来の社会を担う子どもの成長発達を阻害するだけでなく、子どもの成長発達を育成する保育の現場をも破壊するところにある²⁾。

不幸にして事故が発生した場合には、できる限り速やか、かつ円滑に被害救済が図られなければならない。しかし、なによりも大切なことは、そもそも事故を発生させないようにすることである。そして、事故防止のため最も効果的な方法は、過去の事故事例に学ぶことである³⁾。筆者は、かかる問題意識のもとに、従来から保育事故に関する判例の分析・検討を通して、事故防止の方法を探求してきた⁴⁾。本稿では、従来の保育事故に関する判例の分析・検討を基礎に、最近の保育事故に関する判例を取り上げ、裁判所は、近年、事故防止のため幼稚園・保育所側にいかなる安全基準を要求しているのかを考察する。

ところで、保育事故は、①保育活動にともなう事故（保育活動における保育者⁵⁾の指導や運営の不備に基づく事故、体罰や懲戒に基づく事故、子ども同士の事故で保育者の安全監視不十分に基づく事故など）と、②保育施設・設備の瑕疵（欠陥）によって生ずる事故に大別できる。そして、前者において裁判上最も争われるのは、保育活動における幼稚園・保育所側の過失、すなわち安全配慮義務違反の有無である⁶⁾。したがって、ここでは、裁判所が過失の前提として、幼稚園・保育所側にどのような安全配慮義務を要求しているかが、最も重要な検討課題となる。後者で最も争われるのは、幼稚園・保育所側に保育施設・設備の設置、管理（保存）の瑕疵（欠陥）があったかどうかである。すなわち、保育施設・設備の安全性の有無である。

これらのうち、本稿ではとくに前者を取り上げ検討する。すなわち、裁判所は、幼稚園・保育所側に保育活動における安全配慮義務として、いかなることを要求しているのかを考察する。裁判所は、子どもの「教育を受ける権利」（憲法 26 条）の一環としての「安全に保育を受ける権利」を守り、実現させていく任務を担っている国家機関の一つであり、その判断は公的安全基準であって、幼稚園・保育所側の安全配慮義務の一般的指針となるとともに、保育事故を防止し、子どもの「安全に保育を受ける権利」の実現に役立つと考えられるからである⁷⁾。そして、ここで問題とする幼稚園・保育所側の安全配慮義務は、保育者の安全配慮義務だけではなく、幼稚園・保育所管理当局の安全配慮義務をも含む複合的な構造を持つ。そこで、幼稚園・保育所側の安全配慮義務の内容を検討する前提として、まず、幼稚園・保育所管理当局と保育者の安全配慮義務の関係を考察する。

ついで、最近の保育活動にともなう事故の判例を 4 件取り上げ、事実の概要、原告の主張を説明するとともに、裁判所は、近年、幼稚園・保育所側に保育活動における安全配慮義務として、いかなることを要求しているのかを具体的に考察する。

最後に、判例に示された、幼稚園・保育所側の保育活動における安全配慮義務をまとめるとともに、その判断基準が妥当なものであるかどうかを検討する。判例の示した判断基準が常に妥当なものであるわけではないし、また、不変なものであるわけでもない⁸⁾からである。

2. 幼稚園・保育所管理当局の安全配慮義務と保育者の安全配慮義務の関係

子どもの「安全に保育を受ける権利」に対応して、幼稚園・保育所側には、原理的に子どもに対する安全配慮義務がある⁹⁾。こうした幼稚園・保育所側の安全配慮義務は、直接子どもに接する保育者の安全配慮義務と考えられがちであるが、決してそれだけではない。幼稚園・保育所側の安全配慮義務（言い換えれば、幼稚園・保育所の組織的安全義務）は、条理上、幼稚園・保育所管理当局（設置者である市町村・学校法人、教育委員会、管理者としての園長など。以下、園管理当局と略称）の安全配慮義務と保育者（教育現場の園長を含む）の安全配慮義務とに分かれる。逆に言えば、園管理当局の安全配慮義務と保育者の安全配慮義務とが一体になったものが、幼稚園・保育所側の安全配慮義務なのである¹⁰⁾。そして、園管理当局の安全配慮義務は、保育者の勤務条件等の人的条件整備、施設・設備等の物的条件整備（条件整備的安全配慮義務）、園の保育活動運営体制等の面での管理安全配慮（管理安全配慮義務）であり、保育者の安全配慮義務は、子どもの発達段階に応じてきめこまかに保育指導し、安全を図っていくという専門性に基づく安全配慮義務（保育専門的安全配慮義務。この義務は、保育者が「幼児の保育をつかさどる」〔学校教育法 27 条 9 項〕、「専門的知識及び技術をもつて児童の保育…を行う」〔児童福祉法 18 条の 4〕ことに伴う義務である）である。

こうした園管理当局の安全配慮義務と保育者の安全配慮義務とは、一体となって幼稚園・保育所側の安全配慮義務を構成しているから、両安全配慮義務は、相関関係において捉える必要がある。すなわち、園管理当局の安全配慮義務の履行状況と保育者の安全配慮義務の必要度とが相関関係にたっている。したがって、保育者に安全配慮義務違反が問われてよいのは、園管理当局の安全配慮義務が適正に履行された場合であって、しかも、保育者の安全配慮義務の範囲内で、その保育者の保育における不注意ないし努力なき専門的水準不十分の場合である。園管理当局の安全配慮義務が不完全にしか履行されていないために生じた事故についてまで、保育者の責任は問われるべきではない。従来判例にあらわれた事故事例をみると、事故が複合的要因によって発生しており、とくにその主因が、保育者の安全配慮義務の範囲外で、むしろ園管理当局の条件整備的安全配慮義務の不完全履行にあるとみるべき場合が少なくない¹¹⁾のであって、このような場合にまで保育者に超人的働きを求めるような過大な安全配慮義務の認定は、条理に叶うものではない。言い換えれば、園管理当局の安全配慮が適切になされていた場合のみ、保育者の安全配慮義務違反が問題とされるべきであって、園管理当局の安全配慮が不十分、不適切であった場合（言い換えれば、園管理当局に安全配慮義務違反があった場合）に、これを保育者の安全配慮義務

違反に転嫁するのは不条理である¹²⁾。

以上の考察からすれば、幼稚園・保育所側の安全配慮義務を検討するに当たっては、性質の異なる2つの安全配慮義務（園管理当局の安全配慮義務と保育者の安全配慮義務）を区別して考えることが、まず必要である。そして、多くの判例では、個々の保育者の安全配慮義務が前面に出すぎていたり、ややもすれば園管理当局の安全配慮義務の問題が保育者の安全配慮義務の問題に転嫁される傾向がみられることから、保育事故における安全配慮義務については、両者を区別するとともに、第一次的に園管理当局の安全配慮義務に注目する必要があるといえよう¹³⁾。保育事故は複合的要因によって発生するものであり、とくに園管理当局の安全配慮義務違反に由来する場合も多いことを考えれば、こうした考え方は、事故の真の原因を探求し、ひいては事故防止に役立つと考えられる。以下に紹介する判例においても、この点を意識しながら検討をしたい。

3. 最近の保育活動にともなう事故の判例と幼稚園・保育所側の安全配慮義務

(1) 松山地判平成9年4月23日（教育判例研究会編『学校事故・学生処分判例集』ぎょうせい〔以下、学判と略称〕1321・36頁、判例タイムズ〔以下、判タと略称〕967号203頁）

① 事実の概要

本件は、私立幼稚園児（原告：女子4歳4ヶ月）が、登園後、自由遊びの時間中の午前8時50分ごろに、幼稚園の2階にある自分の所属するコスモス組（4歳児38名）の教室において、右目脛挫創、右目裂傷等の傷害を負い、右目視力が0.05に低下するなどの後遺障害が残ったという事件である。

当日、担任教員は、8時15分ごろから教室内で保育の準備をしていたが、8時30分ごろ原告を靴箱の前まで迎えにいき、8時35分ごろ教室に戻った。8時40分ごろには、原告を含む約15名の園児が教室内におり、着替えや積み木遊びをしていたが、特に騒いだり暴れたりしている園児はいなかった。担任教員は、8時50分ごろ教室の床の水を雑巾でふき取り、雑巾を洗いに教室外に出たところ、園児の一人から原告と他の園児（A）がぶつかった旨を聞かされた。担任教員が教室内を振り返ると、原告が右目、Aが口を、それぞれ手で押さえ向かい合う形で立っており、原告は脛を切って出血した右目を押さえ泣いており、Aは口を押さえ痛そうに唸っていた。二人に尋ねたが答えず、周辺にいた園児が「ぶかったんよ。」と答えた。なお、Aが手にハサミを持っていたことはなく、周辺の床にもハサミを入れる道具箱が出されていたことはなかった。

② 原告の主張

原告は、主位的に、本件事故は、被告（学校法人甲学園）の経営する幼稚園（以下、被告幼稚園）の園児Aが、ハサミを手に持って遊んでいて原告の右目を突いたため発生したもので、被告幼稚園には、園児Aがハサミを持ち出したことを見落としたなどの安全配慮義務違反があったと主張した。また、予備的に、原告の右目受傷がハサミによるものではないとしても、被告幼稚園

には教室内の園児の動静に十分注意する安全配慮義務を怠った過失があると主張して、民法 415 条の債務不履行責任に基づき、2300 万円余の損害賠償を求めた。

③ 判 旨

㉑ 第 1 の争点

本件の第 1 の争点は、本件事故が A のハサミによる事故か、原告と A とが偶発的にぶつかって発生したものか、である。

判決は、この点について、鑑定結果や担当教員の供述などを総合して、教室内において原告と A とが偶発的にぶつかって、A の歯が原告の右目にあたって発生した蓋然性が高いと認定し、A がハサミを持って遊んでいて原告の右目を突いた事実を認めるには足りないとした。

㉒ 第 2 の争点

第 2 の争点である原告の予備的主張について、判決はまず一般論として、「心身共に未熟な幼稚園児の教育、監護に当たる被告としては、担当教員において、可能な限り園内における園児の行動を見守り、危険な行動に及ぶ園児に適宜注意を与えるなど、園内での事故発生を未然に防止すべき安全配慮義務を負っている」としている。すなわち、ここで判決は、㉑原告に対して安全配慮義務を負っているのは、幼稚園管理当局（学校法人甲学園）であるとしている。そして、園管理当局の安全配慮義務は、「心身共に未熟な幼稚園児の教育、監護に当たる」ことであり、具体的には、履行補助者である保育者（担当教員）の活動を通じて「園内での事故発生を未然に防止すべき」こととしている。ついで、㉑保育者（担当教員）には、園管理当局の履行補助者として「可能な限り園内における園児の行動を見守り、危険な行動に及ぶ園児に適宜注意を与える」安全配慮義務があるとしている。

事実認定において判決は、本件事故は、登園後の始業時間までの自由時間帯に発生しており、園児らは教室内で着替えや積み木遊びをしていて、とくに騒いだり、暴れたりしている様子はないことが、また、担任教員は、床の清掃をして教室外に出たところで本件事故を察知し、直ちに駆けつけて応急処置を講じたことから、「本件事故は、園児同士が教室内で偶発的、かつ瞬時に衝突して発生したもの」と認定している。そして、判決は、このように事故が「偶発的、かつ瞬時に衝突して発生した」ものであること、前記教室内の園児の状況等（とくに騒いだり、暴れたりしている園児はいなかった）に鑑みると、担任教員において、「本件事故の発生を予見し、これを未然に防止することは無理であったといわざるを得ず、被告に安全配慮義務違反があったとは認め難いという外ない」と判示している。判決の表現にはやや分かりづらい点があるが、要するに、事故は偶発的、かつ瞬時に発生していること、教室内にも騒いだり暴れたりする園児はいないことから、事故発生の予見または結果回避（予防）が事実上または社会通念上不可能である。したがって、保育者（担任教員）に園内における園児の行動を見守り、危険な行動に及ぶ園児に適宜注意を与えるという安全配慮義務を課することはできない。したがってまた、幼稚園

管理当局（学校法人甲学園）にも、本件事故の発生を予見し、これを未然に防止すべき安全配慮義務を課することはできない。義務がない以上、安全配慮義務違反があるとはいえない、との考えが示されている。

㉓ 園管理当局と保育者の安全配慮義務の関係

園管理当局と保育者の安全配慮義務の関係について、判決は、原告に対して安全配慮義務を負うのは園管理当局であるが、園管理当局の安全配慮義務が直接問題となるのではない。直接問題となるのは、園管理当局の履行補助者である保育者の安全配慮義務であると考えている。すなわち、判決は、履行補助者である保育者の安全配慮義務がとりも直さず園管理当局の安全配慮義務の内容になるとの立場に立ち、保育者の安全配慮義務違反を園管理当局の安全配慮義務違反と同視して、園管理当局責任の有無を検討するという考え方をとっている¹⁴⁾。

(2) 東京地八王子支判平成10年12月7日（学判1321・71頁、判例地方自治188号73頁）

① 事実の概要

本件は、武蔵野市立保育園児（原告：男子5歳2ヶ月）が、保育時間中に園庭においてクラス全員（4歳児19名）で鬼ごっこをしていた際、鬼役の園児に背中を押されて転倒し、玄関前のレンガ製ポーチの角に前額部をぶつけ、約3cmの裂傷を負った事件である。

当日は、午前10時ごろからクラス全員で保育者の指導の下、園庭で鬼ごっこを始めた。保育園では、園庭で鬼ごっこをする場合、園舎の玄関内に入らないこと及び園舎の裏側（北側）に行かないことがルールとされていたため、当日も、保育者はルールを説明した上で鬼ごっこを始めた。10時20分ころ、原告は鬼役の子に追われて園庭を走りまわっていたが、段々と追いつめられ、玄関の方向へ逃げていって、本件ポーチの縁止と並行して走るかたちとなり、本件ポーチの少し手前で鬼役の園児に捕まりそうになったとき、鬼役の園児に背中を手で押され、足がもつれて倒れ、本件ポーチ縁止部分に前額部をぶつけて怪我を負った。本件ポーチは園庭と接しており、園舎への出入りに使用するほか、園庭で遊ぶ際にもその前を通るが、園庭からの高さが約15cmもあり、しかも縁止部分には角が直角で丸みのない、通常レンガより硬い焼過赤レンガが用いられていた。

② 原告の主張

a) 園管理当局の責任

本件ポーチは、園児が常時頻繁に出入りする場所である上、園庭と接しているので、被告（園管理当局・武蔵野市）は、ポーチと園庭の間には段差を設けずスロープにするか、少なくとも地盤面から2、3cm程度の段差にとどめるべきであり、ポーチの材質・形状も園児が衝突しても負傷しないものを選択すべき安全配慮義務がある。それにもかかわらず被告はこれらを怠ったから、安全配慮義務違反がある。

また、鬼ごっこは、転んだり衝突したりする蓋然性の高い危険な遊戯である。かかる危険な遊戯を園児20名（原告側主張人数）という多人数で、しかも広い園庭で実施する場合、一人の保育

では十分注意がゆきとどかないから、被告には保母または職員1名を増員する義務がある。それにもかかわらず、被告はこれを怠ったのであるから、安全配慮義務違反がある。

さらに、保母の人員配置は当該クラスの特性、保育時間、保育内容、園舎や園庭の構造等を総合考慮し、適正な保育を施すという観点から決すべきである。当該クラスは、男児の多い活発なクラスで、原告が0歳で入所してから5歳児に至るまで、4歳児を除き、保母はずっと2名であったから、児童福祉施設最低基準(概ね30人につき1人以上の保母)を満たしているとしても、保母1名の配置人員は不十分といえるのであり、被告には安全配慮義務違反がある。

⑥ 保育者の責任

本件ポーチと鬼ごっこの危険性よりすれば、担任保母は、園児にポーチに近づかないよう注意し、近づこうとする園児がいれば遠ざける措置をし、かつ、鬼ごっこの仕方についても、強く押ししたり、乱暴につかまえたりしない等細かく園児に注意すべき安全配慮義務がある。しかし、保母は右注意をしなかったのであり、被告の履行補助者としての安全配慮義務違反がある。

原告は、以上のように主張して、民法415条の債務不履行責任に基づき、1900万円余の損害賠償を求めた。

③ 判 旨

① 園管理当局の責任

判決は、まず一般論として、保育園管理当局(武蔵野市)は、「保育に当たり児童の生命、身体及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務を負っている」と判示している。そして、「危険から保護するよう配慮すべき義務」(安全配慮義務)は、園児の行動様式を考慮して決定する必要があるとしている。すなわち、園児は、「いまだ危険状態に対する判断能力や適応能力が十分ではないため、保育園の保母から一定の注意を受けていたとしても、そのような指導に従わなかったり、あるいは遊びに夢中になるうちにそのような注意を失念したり、危険性の認識を欠くなどして、危険な場所に不用意に近づく児童もいないとは限らない」から、園管理当局には、「保育所の設置に当たっては、このような園児の行動様式も考慮して、安全な構造、設備を選択すべき」安全配慮義務(施設・設備等の物的な条件整備的安全配慮義務)がある。

本件事故に即していえば、本件ポーチは園庭と接しており、園児が園舎への出入りに使用するほか、園庭で遊ぶ際にもその前を通るから、園児がポーチ付近で転んで、ポーチやその縁止部分などに体をぶつけたりすることは当然予想される¹⁵⁾から、「これらの構造、設備はそのような場合でも些少の打撲傷等は格別、重大な負傷を生じないような形状、材質でなければならぬ」。具体的には、「ポーチと地表面との間の段差を斜面にしたり、段差を設けるにしても本件ポーチの縁止部分の角を丸くしたり、本件ポーチの床に木製のすのこや人工芝、カーペット等を敷いたりするなど、園児が重大な怪我を負わないような措置を採るべき」安全配慮義務がある。しかるに、被告はそのような措置をとらず、ポーチと地表面の段差を放置していたのであるから、安全

配慮義務違反があると判示している¹⁶⁾。この判示は、ほぼ原告の主張を認めたものである。

また、被告側の、本件事故の原因は原告が自ら転んだことであり、「原告の一方的過失に基づくものであるから、被告には責任がない」との主張に対し、判決は、事故の原因は、「鬼役の園児に背中を手で押されて倒れたものであって、自ら転んだこと」ではない。「仮に原告が自ら転んだことが原因であったとしても、園児が保育園内で転ぶことは通常ありうることであって、園内の施設は、そのような事態を前提にした安全性を備えるべきであるから、原告が自ら転んだことをもって、被告が安全配慮義務の観点から必要とされる措置を採るべき義務を免れることにはならない」との判断を示している。ここでは、園管理当局の施設についての安全配慮義務は、園児が保育園内で転ぶことは通常であることを前提にしたものでなければならないという、きわめて厳しい判断が示されている。

なお、原告の、保育士の配置人員が不十分であったことが安全配慮義務違反になるとの主張に対して、判決は、19名の4歳児のクラスに保育士1人しか配置されなかったとしても、安全配慮義務違反にはならないとしている。

⑥ 保育者の責任

ここでの問題は、鬼ごっこという遊びに対する保育者の安全配慮義務はどうあるべきかである。すなわち、安全配慮義務は、「園舎の玄関内に入らないこと及び園舎の裏側(北側)に行かないこと」のような遊ぶ場所の注意だけで足りるのか、あるいは原告の主張するように、「ポーチに近づかないよう注意し、近づこうとする園児がいれば遠ざける措置をし、かつ、鬼ごっこの仕方についても強く押ししたり、乱暴につかまえたりしない等細かく園児に注意」するなど遊び方についての指導にも及ぶのかである。

この問題について、判決は、保育者は、「ポーチに近づこうとする園児がいれば遠ざける等の措置をし、かつ、鬼ごっこの仕方についてもより細かく注意すべきであったのにそれをしなかったことが安全配慮義務に違反するとは認められ」ないとしている。判断が難しい表現となっているが、判決は、安全配慮義務の内容として、遊ぶ場所の注意だけで足り、それ以上に遊び方についての指導までは要求していないと考えられる。

⑦ 園管理当局と保育者の安全配慮義務の関係

園管理当局と保育者の安全配慮義務の関係について、判決は、両者を明確に区別し、園管理当局の安全配慮義務は条件整備的安全配慮義務であるのに対し、保育者の安全配慮義務は保育専門的安全配慮義務であることを明示している。すなわち、判決は、園管理当局には「園児の行動様式も考慮して、安全な構造、設備を選択すべき」という施設・設備等の物的な条件整備的安全配慮義務があることを判示しているのに対し、保育者には、鬼ごっこ遊び(特に遊ぶ場所)に対する安全配慮という保育指導面での安全配慮義務があると判示し、両者は性質が異なる義務であることを明らかにしている。

(3) 浦和地判平成12年7月25日(学判1335・58頁,判例時報〔以下,判時と略称〕1733号61頁)

① 事実の概要

本件は、私立幼稚園児(原告:女子3歳11ヶ月)が、自由遊びの時間に、園庭に設置されたアーチ形遊具「うんてい」(高さ1.4m,長さ3.2m,幅1.3m)の、高さ1.3m付近から両端が結び付けられ、輪状(直径80cm)に垂れ下がっていた布製の縄跳び用の縄(長さ1.9m)に首を引っかけて窒息死した事件である。

当日は、午前11時40分から昼食を食べ、片づけをした後、園庭で自由遊びが行われ、70～80名の園児が、園庭の好きな所で縄跳び用の縄を使用するなどして遊んでいた。自由遊びの時間には、7,8名の教職員が園庭に出て、園児らに対する注意を払っていた。被告幼稚園の教職員は、自由遊びの時間や園児が園庭で遊ぶような時には、園児が一人であっても、園長らを除く教職員が園庭に出て、事故が起きないように注意することを申し合わせており、とくに、うんていについては、その頂上部から園児が落下しないように支えるなどの注意を払うようにしていた。その後、教諭が午後1時20分ころ、被害園児がうんていの高さ1.3m付近で、縄に首をかけてぶら下がっているところを発見し、1時22分ころ119番に通報するとともに、母親に連絡をした。被害園児は幼稚園の職員室に運ばれ、応急措置による蘇生を行った後、救急車で医療センターに搬送され、蘇生術が行われたが、2時11分死亡が確認された。

なお、縄は、綿を素材とした縄跳び用の縄で、縄跳びをする際の教材として使用していたものであり、普段は本数を確認して園児の手の届かないところに保管しているが、事故当日の行事に使用するため、前日から園児らに使用させており、事故当日の自由遊び時間の際も、園児らは本件縄を使用して遊んでいた。

② 原告の主張

㉑ 被告学園(学校法人鳩ヶ谷学園)は幼稚園の経営主体として、被告T Eは被告学園理事長として、被告T Oは幼稚園の園長として、被告Yは春子のクラス担任として、被告Mはクラス副担任として、それぞれ園児が園内で安全に生活できるよう施設、人員配置、時間割等を行うべき安全配慮義務がある。ところで、本件うんていには縄がかかっており、幼児がこれに首をかける危険性があったのであるから、被告学園等は、直ちにこれを取り外すとか、これで遊ぶ園児らを近くで監視するなどして、縄が園児の首にかかり、窒息死することのないよう注意すべき義務があった。それにもかかわらず、被告学園等はこれを怠ったから、安全配慮義務違反があるとして、不法行為責任(709, 714, 715条)に基づき遺失利益・慰謝料など1600万円余の損害賠償を求めた。

㉒ 原告らは、幼稚園関係者らに対して事故の発生状況等について具体的な説明を求めたが、被告学園等は誠実に対応せず、かえって原告らの感情を逆なでする行為を繰り返したため、原告らの精神的損害は拡大された。また、原告らは、被告学園等の対応に業を煮やして埼玉県学事課

長に対し幼稚園との折衝の経過を報告し、幼稚園に対する適切な指導を求めた。しかし、被告県は、幼稚園関係者が原告らに精神的な損害を与えていることを知り、監督機関としてこれを防止すべき義務があったにもかかわらず、漫然、これを怠り、何らの措置を講ずることなく、原告らからの要求に対しては、形式的な文書を回答として送付したに過ぎなかった。これらによって、無力感に襲われた原告らの精神的損害は拡大したとして、不法行為責任（709、714、715条）に基づき慰謝料として1600万円余の損害賠償を求めた。

③ 判 旨

① 園管理当局の責任

判決は、園管理当局（被告学園）には、「S幼稚園を経営するものとして、S幼稚園の教職員らに対する園児らの安全確保及び事故防止に関する教育、管理」をする安全配慮義務があるとしている。そして、判決は、園管理当局が「安全確保及び事故防止に関する教育、管理」として行っていたこととして、「自由遊びの時間や園児が園庭で遊ぶような時には、園長らを除く教職員が園庭に出て、事故が起きないように注意すること、…特に、本件うんていについては、その頂上部から園児が落下しないように支えるなどの注意を払う」ことの申し合わせ、縄跳び用の縄は「普段は、園児が届かない場所に数を確認して保管」することの申し合わせをあげている。しかし、園管理当局のこの安全配慮義務は結局守られておらず、園管理当局は、保育者らと連帯して損害を賠償する責任があると判示している。

② 保育者の責任

判決は、まず、保育者（園長やクラス担任・副担任）の安全配慮義務について、保育者には、「縄跳びの縄の管理（「園児が届かない場所に数を確認して保管」する：引用者注）、本件うんていの落下防止等に関する運用（「頂上部から園児が落下しないように支えるなどの注意を払う」：引用者注）を履践し、H（被害園児：引用者注）の自由遊び時間における行動、本件うんていにおける園児らの遊戯の状況や縄跳びの縄の使用などについて十分な監視」をする安全配慮義務がある。また、Hが3歳児で入園間もないことから、とくに「親元を離れて慣れない幼稚園生活を始めた状況であったのであるから、自由遊びの時間であっても、その安全確保、事故防止には一層の配慮が求められる」と判示している。

ついで判決は、保育者らは、「事故が発生するまでの間、H及び他の園児らの行動及び本件うんていにおける園児らの遊びの状況等について知らなかったというのである」から、上記の安全配慮義務を怠ったといわざるを得ず、損害を賠償する責任があるとしている。

③ その他

原告の、被告学園等の行為・対応が不誠実で、精神的損害が拡大した旨の主張に対して、判決は、「事故により最愛の子供を亡くした原告らの前記気持ちをそんたくし、その意に沿う対応をしていたと認めることは困難である」として、原告の主張を認めながらも、被告学園等の行為・

対応が直ちに不法行為を構成するものではないとして損害賠償責任を否定している。

また、原告の埼玉県に対する損害賠償の請求についても、判決は、県は、被告学園及び県下の幼稚園に対し園児の安全確保及び事故防止に関する指導を行い、それに必要な措置を講じていたとして損害賠償責任を否定している。

④ 園管理当局と保育者の安全配慮義務の関係

園管理当局と保育者の安全配慮義務の関係について、判決は、(3)の判決と同様、両者を明確に区別し、園管理当局の安全配慮義務は管理安全配慮義務であるのに対し、保育者の安全配慮義務は保育専門的安全配慮義務であることを明示している。すなわち、判決は、園管理当局には「教職員らに対する園児らの安全確保及び事故防止に関する教育、管理」という園の保育活動運営体制等の面での管理安全配慮義務があることを判示しているのに対し、保育者には「自由遊戯時間における行動、本件うんていにおける園児らの遊戯の状況や縄跳びの縄の使用などについて十分な監視」という保育指導面での安全配慮義務があることを判示し、両者は性質が異なる義務であることを明らかにしている。

(4) 岡山地判平成18年4月13日(裁判所 HP <http://www.courts.go.jp/>)

① 事実の概要

平成8年5月16日、市立保育園児(原告:女子5歳)が、保育時間中の午後1時20分ごろに、体調不良となり、トイレで嘔吐した後も嘔吐を繰り返し、軽度の痙攣発作を2度起こすなどの異常な症状を呈するようになった。そこで、被害園児は午睡室の布団に寝かされ、その後、職員室の子ども用ベッドに移動し、寝かされた。担任保育士からの電話連絡を勤め先で受けた母親は、2時22分ころ保育園に到着し、かかりつけのクリニックに電話連絡したが、診察してもらえなかった。そこで、担任保育士は2時46分に119番通報し、2時52分救急車が到着し、原告は2時57分に救急搬出され、3時9分N病院小児科外来に搬入された。I C U室で管理された後、「痙攣重積症、呼吸停止、気管支喘息、肺炎、脳炎疑、脳出血疑、肺血症疑」との診断名で、入院治療を受け、同年6月5日退院した。

その後、原告は、O児童相談所での知能検査において、平成10年8月14日I Q83(精神年齢1歳の遅れ)、平成11年5月27日I Q81(精神年齢1歳半の遅れ)、同年6月14日ウィスクアールI Q60(言語66、動作61)、平成14年5月2日I Q73(精神年齢3歳の遅れ)との診断を受けた。また、平成14年5月2日には、知的障害Bの判定を受け療育手帳を交付された。さらに平成16年7月28日、知的障害Bの再判定を受けた。

② 原告の主張

① 原告は、保育者が嘱託医等に連絡してその指示を求める、あるいは救急搬送の手配等の措置を適時にとるなどの安全配慮義務を怠ったため、1時間以上も治療着手が遅れた。これにより呼吸停止等による脳の酸素不足を招いて、21日間の入院治療を余儀なくさせ、原告に知的障害あるいは

は知能障害を悪化させる後遺障害を生じさせたと主張した。

⑥ また原告は、仮に、安全配慮義務違反と上記損害発生との間に相当因果関係がないとしても、左手の運動障害の後遺障害が生じ、また、知能障害あるいは知能障害の悪化をさせないための最善の医学的処置を受ける機会を喪失させられて、精神的苦痛を受けたと主張した。そして、安全配慮義務違反による債務不履行責任に基づき、被告に対し損害賠償として、付添費、入院雑費、入院慰謝料、後遺障害逸失利益、後遺障害慰謝料、弁護士費用など約5800万円の支払いを求めた。

③ 判旨

判決は、本件の争点を4つ挙げ、それぞれについて判断を示している。以下においては、そのうち、主要な3点について説明をする。

① 園管理当局の安全配慮義務違反の有無

① 園管理当局と保育者の安全配慮義務の存否

判決は、まず、園管理当局（被告市）の安全配慮義務について、「本件入所保育措置により、被告は原告を本件保育園で適切に保育し、原告はこれに従い、原告の保護者はこれに協力すべき法律関係が生じたのであるから、被告は上記法律関係に伴う信義則上の債務として、必然的に、原告に対し、本件保育園において、預かった幼児である原告の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務（安全配慮義務）を負」うとしている。そして、園管理当局は、「その履行補助者たる本件保育園の保育士等職員を通じて、園児である原告に対する上記の安全配慮義務を履行すべき」であるとしている。

保育者の安全配慮義務の内容について、判決は、一般論として、「保育士らにおいて…保育園児の健康状態を観察し、何らかの異常が発見された場合には、嘱託医等医療専門家に相談してその指示を求め、迅速に、医療機関の医療措置を求めるなどの適切な処置を講ずべき」必要があると判示している。そして、具体的には、「保母らにおいて、原告が嘔吐を反復し、少なくとも軽度の痙攣発作を2度に亘って起こし、呼びかけに対する反応も平素とは違う異常な状態にあることは確認できたのであるから、保護者である母に連絡するにとどまるのではなく、嘱託医等の然るべき医療機関に連絡してその指示を仰ぐべき」安全配慮義務があるとしている。

また、保育者の安全配慮義務の程度について、判決は、「保育には、専門的な知識技術を習得して国家資格を持った保母（保育士）が当たるのであるから、預かった幼児の生命身体の安全には、医療専門家のレベルまでは要求されないものの、一般の親権者以上の専門的な配慮をすべき義務がある」としている。そして、国家資格について判決は、「当時も、園児らの保育に当たる保母になるための保母試験の試験科目に保健衛生学及び生理学、看護学及びその実習が含まれていた（児童福祉法施行規則41条）」としている。

② 園管理当局の安全配慮義務違反の有無

判決はまず、保育士には、上記のような「嘱託医等の然るべき医療機関に連絡してその指示を仰ぐべき」安全配慮義務があるにもかかわらず、その「義務を怠ったことは否定できず、その結果、早期に、原告を救急治療する機会を喪失したものである」と判示し、履行補助者たる保育者の安全配慮義務違反を認定し、その上で、保育者に安全配慮義務違反がある以上、「履行補助者たる本件保育園の保育士等職員を通じて、園児である原告に対する上記の安全配慮義務を履行すべき」園管理当局（被告市）にも安全配慮義務違反があるといわざるを得ない、としている。

㊦ 園管理当局と保育者の安全配慮義務の関係

園管理当局と保育者の安全配慮義務の関係について、判決は、(1)の判決と同様に、原告に対して安全配慮義務を負うのは園管理当局であるが、園管理当局の安全配慮義務が直接問題となるのではない。直接問題となるのは、園管理当局の履行補助者である保育者の安全配慮義務であると考えている。すなわち、判決は、履行補助者である保育者の安全配慮義務がとりも直さず園管理当局の安全配慮義務の内容になるとの立場に立ち、保育者の安全配慮義務違反を園管理当局の安全配慮義務違反と同視して、園管理当局責任の有無を検討するという考え方をとっている。

㊧ 園管理当局の安全配慮義務違反によって、原告に入院治療の必要性が生じ、あるいは知能障害又は知能障害の悪化が生じたか(因果関係の有無)

入院治療は、経過観察ないしは検査入院であるとともに、気管支喘息、肺炎（誤飲性）の治療、また、痙攣重積症の治療、予後観察のためであった。そして、被告において早期に医師に相談し、救急車を呼んでおれば、上記の入院治療は必要でなかったものと認めうる事情はない。したがって、被告の安全配慮義務違反によって、原告が入院治療の必要性が生じたものとは認められない。また、原告は事故前から、知能、運動機能面の遅れがあったことが明らかであって、現在の原告の知能障害が、すべて呼吸停止、痙攣重積症の治療が遅れたことによって生じたものということとはできない。さらに、現在の原告の知能障害が、事故前からあった発達の遅れが顕在化したものではなく、悪化した結果によるものであるとまではわかに認定し難く、悪化したものと認めうる的確な資料もない。そうすると、呼吸停止、痙攣重積症の治療が遅れたことによって、原告の知能障害が悪化したものとも認め難い。

要するに、判決は、安全配慮義務違反と入院治療の必要性、知能障害または知能障害の悪化との間の因果関係を認めていない。

㊨ 園管理当局の安全配慮義務違反によって、原告に左手の運動障害の後遺障害が残り、また、原告が、知能障害あるいは知能障害の悪化をさせないための最善の医学的処置を受ける機会を喪失させられて、精神的苦痛を受けたか

現在もなお、左手の運動障害の後遺障害が残存していることを窺いうる資料はないから、後遺

障害が残存していることを前提とする損害賠償請求は理由がない。しかしながら、左手の運動障害の後遺障害が相当期間残存していたことは否定できないから、そのために、原告が受けた精神的苦痛は慰謝されるべきである。安全配慮義務違反の程度、後遺障害の内容、程度等に鑑みると、慰謝料は30万円が相当である。

また、原告には、被告の安全配慮義務違反によって、最善の医学的処置を受ける機会を喪失する結果となり、これによって精神的苦痛を被っているものと認定できる。そして、安全配慮義務違反の程度等に鑑み、慰謝料120万円をもって相当と認める。

要するに、判決は、手の運動障害が相当期間残存したことに対する慰謝料及び最善の医療的処置を受ける機会を喪失したことに対する慰謝料を認めている。

4. おわりに—判例の要約と検討

以上において、判例に示された、幼稚園・保育所側の保育活動における安全配慮義務がどのようなものであるかを示した。以下において、それらをまとめるとともに検討を加える。

(1) 園管理当局の安全配慮義務—園管理当局と保育者の安全配慮義務の関係の視点から

園管理当局と保育者の安全配慮義務の関係の視点から、園管理当局の安全配慮義務をみでみると、上記4つの判決は、2つのパターンに分かれる。

第1は、(2)の東京地八王子支判平成10年12月7日と、(3)の浦和地判平成12年7月25日の判決にみられるパターンである。これらでは、園管理当局の安全配慮義務と保育者の安全配慮義務は、性質が異なるものとして明確に区別されるとともに、園管理当局の安全配慮義務は、条件整備的安全配慮義務ないし管理安全配慮義務であるとされている¹⁷⁾。

たとえば、(2)の判決は、一般論として、園管理当局には、「保育所の設置に当たっては、このような園児の行動様式も考慮して、安全な構造、設備を選択すべき」という安全配慮義務があるとしている。そして、具体的には、園児がポーチ付近で転んで、ポーチやその縁止部分などに体をぶつけたりしても、「これらの構造、設備はそのような場合でも些少の打撲傷等は格別、重大な負傷を生じないような形状、材質でなければなら」ない。すなわち、「ポーチと地表面との間の段差を斜面にしたり、段差を設けるにしても本件ポーチの縁止部分の角を丸くしたり、本件ポーチの床に木製のすのこや人工芝、カーペット等を敷いたりするなど、園児が重大な怪我を負わないような措置を採るべき」安全配慮義務があるとしている。こうした、施設・設備についての園管理当局の安全配慮は、まさに物的な、条件整備的安全配慮である。物的条件整備は、保育者ではいかんともなしがたいものであり、園管理当局の責任において行われるべきものであって、園管理当局の安全配慮義務の典型的なものである。その意味で、これを明確に園管理当局の安全配慮義務の問題であるとした判決の判断は、妥当なものといえよう。また、(3)の判決も、園管理当局には、「S幼稚園を経営するものとして、S幼稚園の教職員らに対する園児らの安全確保及

び事故防止に関する教育、管理」をする安全配慮義務があるとしている。そして、判決は、「安全確保及び事故防止に関する教育、管理」の例として、「自由遊びの時間や園児が園庭で遊ぶような時には、園長らを除く教職員が園庭に出て、事故が起きないように注意すること、…特に、本件うんていについては、その頂上部から園児が落下しないように支えるなどの注意を払う」ことの申し合わせ、縄跳び用の縄は「普段は、園児が届かない場所に数を確認して保管」することの申し合わせをあげている。この「安全確保及び事故防止に関する教育、管理」についての園管理当局の安全配慮も、まさに園の保育活動運営体制等の面での管理安全配慮である。前述の物的条件整備と同様、保育者個人ではなしえないものであって、園管理当局自身が行わなければならないものである。園管理当局の安全配慮義務の典型的なものであって、これを明確に園管理当局の安全配慮義務の問題であるとした判決の考え方は、妥当なものといえよう。

以上のように、これらの判決では、園管理当局の安全配慮義務と保育者の安全配慮義務は明確に区別されるとともに、園管理当局の安全配慮義務の内容（条件整備的ないし管理安全配慮義務）が具体的に示されている（とくに、(2)の東京地八王子支判平成10年12月7日は、まず第一に、園管理当局の安全配慮義務に着目している）。これによって園管理当局の安全配慮義務が保育者の安全配慮義務に転嫁させられる危険性、したがってまた、保育者の安全配慮義務が過大に認定される危険性を避けることができる。また、そもそも保育事故は複合的要因によって発生するものであり、とくに園管理当局の安全配慮義務違反に由来する場合も多いことを考えれば、こうした判例の考え方（とくに園管理当局の安全配慮義務に注目し、その内容を具体的に示すこと）は、保育事故の真の原因を探求し、ひいては事故防止に役立つと考えられる。

第2は、(1)の松山地判平成9年4月23日と、(4)岡山地判平成18年4月13日の判決にみられるパターンである。これらの判決は、原告に対して安全配慮義務を負うのは園管理当局としているが、園管理当局の安全配慮義務を直接問題としていない。直接問題としているのは、園管理当局の履行補助者である保育者の安全配慮義務である。すなわち、判決は、履行補助者である保育者の安全配慮義務がとりも直さず園管理当局の安全配慮義務の内容になるとの立場に立ち、保育者の安全配慮義務違反を園管理当局の安全配慮義務違反と同視して、園管理当局責任の有無を検討するという考え方をとっている。

たとえば、(1)の松山地判平成9年4月23日は、「心身共に未熟な幼稚園児の教育、監護に当たる被告（園管理当局：引用者注）としては、担当教員において、可能な限り園内における園児の行動を見守り、危険な行動に及ぶ園児に適宜注意を与えるなど、園内での事故発生を未然に防止すべき安全配慮義務を負っている」としている。すなわち、園管理当局の安全配慮義務は、「心身共に未熟な幼稚園児の教育、監護に当たる」ことであり、具体的には、履行補助者である保育者の活動を通じて「可能な限り園内における園児の行動を見守り、危険な行動に及ぶ園児に適宜注意を与えるなど、園内での事故発生を未然に防止すべき」こととしている。また、(4)岡山地

判平成18年4月13日も、園管理当局の安全配慮義務は、「預かった幼児…の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務」であり、具体的には、「その履行補助者たる本件保育園の保育士等職員を通じて、園児である原告に対する上記の安全配慮義務を履行すべき」であるとしている。

ここでは、保育者の安全配慮義務がとりも直さず園管理当局の安全配慮義務の内容になるとの考え方から明らかなように、園管理当局の安全配慮義務は、保育者の安全配慮義務の延長線上にあり、両者は同性質の義務と捉えられている。しかし、園管理当局の安全配慮義務には、保育者の安全配慮義務とは性質を異にする義務（条件整備的安全配慮義務ないし管理安全配慮義務）がある。それにもかかわらず、園管理当局の安全配慮義務を保育者の安全配慮義務の延長線上にあるものに限定するならば、両者の安全配慮義務は混在化し、その結果、園管理当局の安全配慮義務が保育者の安全配慮義務に転嫁される危険性が増大し、ひいては、保育者に過大な安全配慮義務が課せられ、過失（安全配慮義務違反）を広く認定される恐れが生じてくる。保育者の過失を広く認定することは、過失責任主義をとる現行損害賠償法制のもとでは、被害者救済のため止むを得ない措置ともいえるが、それは保育者に対する懲戒責任や社会的非難に対する外圧となり、保育者の身分的不安定を招くだけでなく、結果的に保育者を萎縮させ、危険をとまなう活動はなるべく避けるという保育活動の消極化、停滞化を招きかねない。また、被害者側と保育者との間の相互不信による保育的信頼関係の破綻という問題を生じさせる恐れもある¹⁸⁾。

園管理当局には、条件整備的安全配慮義務や管理安全配慮義務のように、もともと保育者の安全配慮義務とは性質を異にする安全配慮義務があり、この義務は、個々の保育活動に当たる保育者の個人的安全配慮義務とは同列に論じ得ないものである。園管理当局自身の条件整備的ないし管理安全配慮義務を、保育者の安全配慮義務（ないしその延長線上にある園管理当局の安全配慮義務）とは別に、まず第一にきちんと位置づけておくならば、園管理当局の安全配慮義務が保育者の安全配慮義務に転嫁させられる危険性、したがってまた、保育者の安全配慮義務が過大に認定される危険性を避けることができよう。

この点について参考になるのが、福岡高判平成1年2月27日(学判1021・485頁、判時1320号104頁)であり、同判決は、この問題について次のように述べている。

「学校設置者が生徒に対して負う安全配慮義務の履行は、第一次的(一般的)には、物的設備及び人的配置の整備充実によってなされるが、それをもって足りるのではなく、これを更に補充するものとして、二次的に、生徒と日常的に接触している職員が、その教育活動を実践する過程で遭遇するであろう個々の危険から生徒を保護するために具体的状況に応じた方策を講じることによって、始めて万全たりうるから、学校設置者の支配、管理のもとに教育業務に従事する職員が、その実践過程で右業務に関連して生徒に対する危険の発生を未然に防止するために尽くすべき注意義務がまたとりも直さず学校設置者の負うべき安全配慮義務

務の内容となるというべきである。」

本判決は、学校設置者（学校管理当局）の安全配慮義務は2種類あるとしている。まず、第一次的に、学校管理当局には、物的設備及び人的配置の整備充実という条件整備的安全配慮義務があるとされている。そして、第二次的、補充的に、個々の教育活動における安全配慮（教育専門的安全配慮）という、教師の安全配慮義務がとりも直さず学校管理当局の安全配慮義務になるとしている。前者の安全配慮義務は、個々の教師の安全配慮義務に帰しえないものであるのに対して、後者は、現場で教育活動に当たる個々の教師の安全配慮義務の延長線上にあるものであり、個々の教師の安全配慮義務を負うところが大きい問題である¹⁹⁾。

第2のパターンの判例では、第二次的、補充的な安全配慮義務については述べられているが、第一次的な安全配慮義務については触れられていない。園管理当局の安全配慮義務については、第一次的な条件整備的ないし管理安全配慮義務こそが重要であり、裁判においては、この条件整備的ないし管理安全配慮義務を問題とすることから出発する必要がある²⁰⁾。

(2) 保育者の安全配慮義務の程度・内容

以下においては、保育者の安全配慮義務の程度・内容に焦点を当て、考察をする。

① 保育者の安全配慮義務の程度

保育者の安全配慮義務の程度について、判決((4)岡山地判平成18年4月13日)は、「保育には、専門的な知識技術を習得して国家資格を持った保母（保育士）が当たるのであるから、預かった幼児の生命身体の安全には、医療専門家のレベルまでは要求されないものの、一般の親権者以上の専門的な配慮をすべき義務がある」（傍点引用者）と判示している。

そもそも安全配慮義務の程度は、被害者の年齢、能力、行動特性、行為態様などとの相関関係において決められなければならない²¹⁾。従来から判例も、こうした事情を勘案して、保育者の安全配慮義務の程度については、小・中学校の教師の場合より厳しい基準を要求している。すなわち、判例は、「集団保育の場所で保母に乳児から片時も眼を離すなどというのは難きを強うるのである²²⁾」として一定の限界を設けつつも、保育者は「外部からの危険あるいは園児自らの不注意に基づく危険から守るのを職務としている。即ち保母は、園児らが負っている自らを守るべき義務を園児らに代って引き受けていると見るべきである²³⁾」とか、「保育の対象が自らの力で自己を守ることのできない者であることに鑑みると、預った乳幼児を事故の危険から守るための善管注意義務の程度は自ら重くならざるを得ないところである²⁴⁾」として、極めて高度なものを要求している。小・中学校の教師の場合も、児童・生徒の「生命、身体の安全について万全を期すべき注意義務²⁵⁾」として、単なる「善良な管理者の注意義務」より高度なものが要求されているが、保育者の安全配慮義務は、それよりもさらに高度なものとされている。これは、保育者の職務の重要な内容が、乳幼児の生命、健康、安全の維持・増進であること、また、乳幼児は是非の弁識能力、危険判断・回避能力、事故告知能力等が小学生に比べ著しく劣っており²⁶⁾、

かつ大人の予測をはるかに超える行動習性を有しているという特性²⁷⁾によるものと考えられる²⁸⁾。

本判決も、「医療専門家のレベルまでは要求されないものの、一般の親権者以上の専門的な配慮をすべき義務がある」(傍点引用者)との判示からも明らかのように、従来の判決と同様、安全配慮義務として極めて高度なものを要求している。

また本判決は、保育者、その中でもとくに保育士の安全配慮義務は、養護教諭の安全配慮義務に近い性質を持つことを明らかにしている。すなわち、養護教諭は、学校で子どもの健康管理を担当する専門職であるから、医師のレベルまでは要求されないものの、教育専門職である担任教諭等と比較してより高度な安全配慮義務を負うとされている²⁹⁾。これに対し保育士も「専門的な知識技術を習得」した国家資格者であり、しかも、その国家資格は、保母試験の場合は「試験科目に保健衛生学及び生理学、看護学及びその実習が含まれて」おり、その主要な役割は「幼児の生命身体の安全」管理であるから、「医療専門家のレベルまでは要求されないものの」、「専門的な配慮」という極めて高度な安全配慮義務を負うとされている。したがって、本判決では、保育士の安全配慮義務は養護教諭の安全配慮義務と同一ではないにせよ、それに近い性質を持つとの判断が示されているといえよう。

② 保育者の安全配慮義務の内容

保育者の安全配慮義務の内容については、場面を分けて考える必要がある。

まず、保育活動中の安全配慮義務について判決は、「可能な限り園内における園児の行動を見守り、危険な行動に及ぶ園児に適宜注意を与える」((1)松山地判平成9年4月23日)、「縄跳びの縄の管理、本件うんていの落下防止等に関する運用を履践し、Hの自由遊び時間における行動、本件うんていにおける園児らの遊戯の状況や縄跳びの縄の使用などについて十分な監視」をする((3)浦和地判平成12年7月25日)などの基準を示している。ここであげられている、安全配慮義務は、要するに子どもの行動や遊びの状況、遊具の使用状況を見守り(監視する)、危険な行動に及ぶ場合には注意をするなどであるが、これらは保育活動中の保育専門的安全義務の典型的なものであり、保育者として当然の義務である。判決の判断は、妥当と考えられる。また、(3)浦和地判平成12年7月25日は、「親元を離れて慣れない幼稚園生活を始めた状況であったのであるから、自由遊びの時間であっても、その安全確保、事故防止には一層の配慮が求められる」として、事故発生の時期を考慮して、安全配慮義務を加重している。もともと、安全配慮義務の内容は、抽象的に決められるものではなく、あくまでも具体的な状況を基礎として個別的に判断されなければならないものである³⁰⁾。この判決のように時期を考慮して義務を加重することも当然行うべきことで、妥当な判断である。

これに対し、(2)東京地八王子支判平成10年12月7日は、遊び(鬼ごっこ)に対する保育者の安全配慮義務として、「園舎の玄関内に入らないこと及び園舎の裏側(北側)に行かないこと」のような遊ぶ場所の注意だけを求めており、それ以上に「ポーチに近づこうとする園児がいれば遠

ざける等の措置をし、かつ、鬼ごっこの仕方についてもより細かく注意すべき」ことまでは要求していない。上記(1)(3)の判決の示す安全配慮義務に比べ、かなり緩やかな義務となっている。これは、園管理当局と保育者の安全配慮義務とは相関関係にたち、園管理当局の条件整備的安全配慮義務の履行状況が不十分な場合(本件では、ポーチの構造・設備は、園児が転んで、ポーチやその縁止部分などに体をぶつけた場合でも「些少の打撲傷等は格別、重大な負傷を生じないような形状、材質でなければなら」ないにもかかわらず、これが守られていなかった)にまで、保育者に厳しい安全配慮義務を求めることは不合理であるとの考え方に基づくように思われる。また、4歳児の鬼ごっこは、大人の補助や介助を必要としない遊びであるとの認識がその背後にあるためとも考えられる。

次に、事故発生後の事後的処置についての安全配慮義務が問題となる。すなわち、保育者には、事故を防止して子どもの生命・身体を凶る安全配慮義務があるのは当然であるが、事故が生じた場合には、その事故に対して適切な事後的措置をとり被害を最小限に食い止めるべき安全配慮義務もある。具体的には、適切な応急処置をしたり、受傷の程度によっては医師の診察を仰ぐ等の措置をとるべき義務、被害者の保護者に事故状況を報告すべき義務が考えられる³¹⁾。(4)の岡山地判平成18年4月13日は、この問題に触れたものである。本件では、保護者に子どもの嘔吐、痙攣などの異常状況を連絡したが、すぐには医療機関に連絡してその指示を仰いだり、医療措置を受けなかったことが問題となった。

判決は、まず、一般論として、「保育士らにおいて…保育園児の健康状態を観察し、何らかの異常が発見された場合には、嘱託医等医療専門家に相談してその指示を求め、迅速に、医療機関の医療措置を求めるなどの適切な処置を講ずべき」必要があると判示している。ここでは、「健康状態を観察し、何らかの異常が発見された場合」に限って、「医療専門家に相談してその指示を求め、迅速に、医療機関の医療措置を求める」必要があるとされている。事故があれば、事情を問わず、すべて医師の診察を仰ぐ等の措置をとるべき義務があるとされているわけではない。保育者に、事情を問わず、すべて医師の診察を仰ぐ等の措置をとるべき義務を課することは、過大な負担となる。その意味で、判決の基準は妥当である。そして、具体的には、「保母らにおいて、原告が嘔吐を反復し、少なくとも軽度の痙攣発作を2度に亘って起こし、呼びかけに対する反応も平素とは違う異常な状態にあることは確認できたのであるから、保護者である母に連絡するにとどまるのではなく、嘱託医等の然るべき医療機関に連絡してその指示を仰ぐべき」安全配慮義務があるとしている。「原告が嘔吐を反復し、少なくとも軽度の痙攣発作を2度に亘って起こし、呼びかけに対する反応も平素とは違う」ことは、「何らかの異常」が生じた場合に該当するから、判決の判断は正当である。

(注)

- 1) 本稿では、幼稚園・保育所において子どもの保育に関連して生じた子どもを被害者とする人身事故を保育事故と総称する。したがって、火災、日照、スモッグなどによる被害や保育者を被害者とする事故などは含まれない。
- 2) 伊藤進『学校事故の法律問題』三省堂、1983、「はしがき」参照。
- 3) 伊藤・前掲『学校事故の法律問題』、「はしがき」参照。
- 4) 小学校以上の学校における子どもの人身事故(いわゆる学校事故)に関する判例の分析・検討については、すでに多数の論考がある。たとえば、学校事故研究会編『学校事故全書①学校事故の法則と責任②学校事故の事例と裁判』総合労働研究所、1976、尾山宏・高橋清一監修著『学校事故』労働教育センター、1978、伊藤進・兼子仁・永井憲一編著『必携学校事故ハンドブック』総合労働研究所、1978、伊藤・前掲『学校事故の法律問題』、伊藤進・織田博子『解説学校事故』三省堂、1992、伊藤進『学校事故賠償責任法理』信山社、2000、学校事故訴訟実務研究会編『学校事故と訴訟 Q&A(改訂版)』三協法規、2003、奥野久雄『学校事故の責任法理』法律文化社、2004、松本美代子・田中早苗編著『Q&A 学校事故対策マニュアル』明石書店、2005、日野一男監修・児玉悦子・鈴木世津子『学校事故から子どもを守る』農山漁村文化協会、2006 など参照。しかし、保育事故に関する判例の分析・検討は、必ずしも十分に行われてこなかった。こうした問題について筆者は、(1)「保育者の損害賠償責任と注意義務に関する一考察－損害賠償請求事件の判例を中心として－」『一宮女子短期大学紀要第 22 集』1983、43-61 頁、(2)「園児事故に関する一考察－損害賠償請求事件の判例を中心として－」『全国保母養成協議会第 29 回研究大会発表論文集』1990、30-31 頁、(3)「保育者の保育活動上の安全注意義務－保育事故に関する判例の分析・検討を中心として－」『保母養成研究第 13 号』1996、15-26 頁、(4)「保育事故と保育者の保育活動上の安全注意義務－保育事故の判例の分析・検討を中心として－」中久郎編『社会福祉の理念と技法』行路社、2003、43-66 頁、(5)「乳幼児の死亡事故と保育者の安全配慮義務－死亡事故に関する判例の分析・検討を中心として－」『日本保育学会第 57 回大会研究論文集』2004、872-873 頁、(6)「乳幼児の睡眠時における保育者の安全配慮義務－乳幼児の睡眠中の死亡事故に関する判例の分析・検討を中心として－」『愛知新城大谷大学研究紀要第 1 号』2005、27-39 頁、(7)「保育活動中の事故と幼稚園・保育所側の安全配慮義務－最近の保育事故に関する判例の分析・検討を中心として－」『日本保育学会第 60 回大会研究論文集』2007、1382-1383 頁において様々な角度から考察をしている。
- 5) 本稿では、幼稚園教諭、保育所保育士(従前の保母)、無認可保育所などで子どもの保育に当たる者を保育者と総称する。
- 6) 保育活動にともなう事故の場合、国公立の幼稚園・保育所においては国家賠償法 1 条 1 項、私立の幼稚園・保育所においては民法 709 条・715 条 1 項を根拠として園設置者(国・地方公共団体・学校法人・社会福祉法人等)の損害賠償責任が追及される(不法行為法的構成)。また、国公立、私立を問わず民法 415 条を根拠として園設置者の賠償責任が追及されることもある(債務不履行的構成)。なお、私立の場合は民法 709 条・714 条 2 項によって保育者個人が、民法 709 条・714 条 2 項・715 条 2 項によって園長個人が賠償責任を追及されることもある。そして、これらの場合、裁判において最も争われるのは、本文でも述べたように幼稚園・保育所側の過失、すなわち安全配慮義務違反の有無であるが、安全配慮義務の

範囲や程度、具体的な義務違反の認定基準は、不法行為法的構成をとる場合でも債務不履行的構成をとる場合でも差異はない（伊藤・織田・前掲『解説学校事故』，801頁参照）。

- 7) 伊藤・前掲『学校事故の法律問題』，22-23頁参照。
- 8) 伊藤・前掲『学校事故の法律問題』，22頁参照。
- 9) 安全配慮義務をどのような考え方に基づいて根拠付けるかについては、見解の対立が見られる。この点の詳細については、伊藤・前掲『学校事故の法律問題』，109-111頁、伊藤・織田・前掲『解説学校事故』，801-810頁参照。
- 10) 兼子・前掲『教育法(新版)』，503頁、伊藤・前掲『学校事故の法律問題』，111-112頁、伊藤・織田・前掲『解説学校事故』，531-532頁参照。
- 11) こうした判例については、小澤・前掲「保育者の保育活動上の安全注意義務－保育事故に関する判例の分析・検討を中心として－」，「乳幼児の死亡事故と保育者の安全配慮義務－死亡事故に関する判例の分析・検討を中心として－」，「乳幼児の睡眠時における保育者の安全配慮義務－乳幼児の睡眠中の死亡事故に関する判例の分析・検討を中心として－」参照。
- 12) 兼子・前掲『教育法(新版)』，503-504，524頁、伊藤・前掲『学校事故の法律問題』，113-114頁、田村和之『保育所行政の法律問題(新版)』勁草書房，1992，163-164頁、伊藤・織田・前掲『解説学校事故』，532-533頁参照。
- 13) 伊藤・織田・前掲『解説学校事故』，532頁，813頁参照。
- 14) 同様な理論構成をとる判例として、中学校における事件に関する静岡地沼津支判平成1年12月20日・学判121・114頁，判時1346号134頁、高等学校における事件に関する福岡高判平成1年2月27日・学判1021・485頁，判時1320号104頁などがある。この点については、伊藤・織田・前掲『解説学校事故』，813-816頁参照。
- 15) さらに判決は、「縁止部分には角が直角で丸みのない、通常レンガより硬い焼過赤レンガが用いられていたのだから、園児が転ぶなどして縁止部分にぶつかった場合には、負傷するおそれがあり、ぶつかり方によっては重大な負傷事故が発生する可能性もあった」と述べている。
- 16) 判決は、本文以外にも次のように判示している。①被告の「保育園施設においても段差や角は至るところにあり、そのすべてに保護措置を施すことは不可能であり、園舎外の一段のみの段差で周囲に十分なスペースのある本件ポーチの縁止部分に保護措置を施さなかったからといって保育園施設として安全性に欠けるところはない」旨の主張に対して、「本件ポーチの位置や利用状況、園児の年齢や判断能力等からすれば、本件ポーチの縁止部分の段差が形状、材質の点において保育園施設として十分な安全性を備えていなかったこと」は明らかである。また、「段差を斜面にしたり、本件ポーチの縁止部分に保護措置を施すことは被告に予算的にも技術的にも著しい負担を強いるものではない」。②被告の「園児らに段差を段差として認識させ、段差に対する対処の仕方を自然に体で覚えさせることが重要である」との主張に対しては、「そのような考え方を採った場合でも、園児が転倒するなどした場合に備えて段差の材質や角の保護措置について十分な配慮がなされるべきであり、そのような配慮がなされていない場合には安全配慮義務に違反しているというべきである」。
- 17) 他方、保育者の安全配慮義務は、保育専門的安全配慮義務であることが具体的に示されており(たとえば、

(2)の判決では、遊び〔鬼ごっこ〕に対する安全配慮という保育指導面での安全配慮義務、(3)の判決では、「自由遊び時間における行動、本件うんていにおける園児らの遊戯の状況や縄跳びの縄の使用などについて十分な監視」という保育指導面での安全配慮義務があげられている)、両者は性質が異なる義務であることが明確に示されている。

- 18) 伊藤他・前掲『必携学校事故ハンドブック』, 137, 148 頁, 兼子・前掲『教育法(新版)』520-521 頁, 伊藤・織田・前掲『解説学校事故』, 822 頁参照。
- 19) 伊藤・織田・前掲『解説学校事故』, 813 頁参照。
- 20) 伊藤・織田・前掲『解説学校事故』, 532, 813-814 頁, 822 頁参照。
- 21) 伊藤・前掲『学校事故の法律問題』, 117-119 頁参照。
- 22) 京都地判昭和50年8月5日・学判1201・2頁, 判夕332号307頁。
- 23) 京都地判昭和46年12月8日・学判1401頁, 判時669号89頁。
- 24) 名古屋地判昭和59年3月7日・学判1575頁, 判時1123号106頁。
- 25) 熊本地判昭和45年7月20日・学判1002頁, 判時621号73頁。
- 26) たとえば, 判例は, 「危険に対する判断能力も未熟で体力も弱い4才程度の園児は一旦右のような危険な状態に陥り込んだときは自力で危険から脱する智能も体力もなく, 又, 傍に他の園児がいてもこれが救出の方法をすみやかにとる能力もない」(松山地判昭和46年8月30日・学判・737頁, 判時652号69頁)とか, 園児は「自らを守る能力が欠け, あるいは不十分である」(京都地判昭和46年12月8日・学判1401頁, 判時669号89頁)として, 乳幼児の能力をかなり低いものとみている。
- 27) たとえば, 判例は, 乳幼児では「いつ突発的な事故起こるかも知れない(他の子供が何げなくある子供に加害することもあるし, 自傷行為をしてしまうこともあり, また突然, 発熱, 発病することもある)」(名古屋地判昭和59年3月7日・学判1575頁, 判時1123号106頁)とか, 「通常3歳前後の幼児にとっては大人の常識では考えられない場所を遊び場とし, 又, 異常とも思えるものを遊び道具とする」(札幌地判昭和53年8月31日・学判654頁, 判時929号104頁)としている。
- 28) 船木正文「無認可保育所幼児死亡事故と保母の安全配慮義務」『季刊教育法43号』総合労働研究所, 1982, 128頁参照。
- 29) 伊藤進・織田博子「学校事故賠償責任の判例法理」『判例評論347号(判例時報1253号)』判例時報社, 176頁, 伊藤・織田・前掲『解説学校事故』, 334頁, 401頁参照。
- 30) 具体的な安全配慮義務の内容については, ①保育活動の場所(園内であるか園外であるか)・種類(危険性の高い活動であるかどうか)・時期(入園当初かどうか)・時間(午前か午後か), ②被害園児の年齢・能力(是非の弁識能力, 危険判断・回避能力などの程度), ③被害園児の行動特性・性格(粗暴・乱暴な性格であったかどうか)・健康状態(病弱であったかどうか)などを考慮して判断する必要がある(この点については, 小澤・前掲「保育者の保育活動上の安全注意義務—保育事故に関する判例の分析・検討を中心として—」, 16-22頁, 伊藤・前掲『学校事故の法律問題』, 119-120頁参照)。
- 31) 伊藤・前掲『学校事故の法律問題』204頁, 伊藤・織田・前掲『解説学校事故』, 334頁, 517-518頁参照。